

一般事業主行動計画

男性の子育て目的の休暇の取得促進

子どもを育てる男性労働者に育児休業、看護休暇の取得を促す。

年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

義務となった、年間5日以上の年次有給休暇の取得を促進するため、個々に有給休暇の取得を促す。

子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見る事ができる「子ども参観日」の実施

年間1日、「子ども参観日」を実施し、子供の親の仕事への理解を深める一助とする。